

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性社員が仕事をする上で、女性が活躍出来る職場作りを目指し、職場と家庭の両立が可能になるように、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年4月1日～2028年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：平均勤続年数を5年に引き上げる。

<対策>

- 2023年4月～働きやすい職場づくりを考えていく。
- 2023年4月～有給休暇の積極的取得を促していく。

目標2：育児休業明けの職場復帰のフォロー

<対策>

- 2023年4月～復帰後、育児のための時間外労働時間の制限就業規則にて周知

目標3：女性幹部職の比率を47%から55%に上げる

<対策>

- 2023年4月～職場と家庭の両方において男女が共に貢献できる職場づくりに向けた意識啓発
- 2023年4月～時間当たりの労働生産性を重視した人事評価による育児休業・短時間勤務等の利用に公平な効果の実施

◆ 2022年度（2022年4月～2023年3月）男女の賃金の差異

正規雇用男女の賃金の差異：86.4%
非正規雇用男女の賃金の差異：97.8%
全労働者の男女の賃金の差異：76.6%